平成２８年（フ）第１４１１号
名古屋市中村区東宿町３丁目29番地　ＣＡＳＡ　ＫＩＴＯ　Ａ棟106号
破産者　荻野　雅生
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４２５号
愛知県半田市板山町９－117－３　レオパレスコスモス106号室、住民票上の住所愛知県知多市岡田緑が丘12番地の10
破産者　山崎　　蘭
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６５１号
神戸市兵庫区上三条町４番18―302号
破産者　佐多　圭子
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８１号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀1255番地
破産者　小西　教裕
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１９５号
和歌山県伊都郡高野町高野山293　宗教法人桜池院内、住民票上の住所和歌山県紀の川市江川中180番地
破産者　助口　利世
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３００号
和歌山県紀の川市貴志川町神戸181番地７
破産者　平山　　毅（旧姓岩瀬）
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３０４号
和歌山市中之島866番地９　センターマンション607号、住民票上の住所和歌山市黒田294番地２　エスコートⅡ201号
破産者　田端　君子
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５２号
北海道河東郡音更町南鈴蘭北５丁目４番地３　ゴウルドレスト２号Ａ
破産者　松本　一也
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
秋田市土崎港相染町字中谷地47番地５　県営土崎港住宅１－304
破産者　北村　　静
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１３号
福島県伊達郡国見町板橋南５番地６　町住Ａ－204号
破産者　宗像　次男
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１３号
福島県郡山市菜根３丁目22番12号　プレッサヒルズ704号
破産者　石川久美子
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第２１９８号
横浜市青葉区桂台２丁目24番地15
破産者　逆井　文夫
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２１０号
横浜市神奈川区白幡南町７番６号　ユナイトステージ東白楽106号
破産者　坪井　　圭
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３９９号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目６番９号
破産者　松本　竜二
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３０号
相模原市中央区上矢部３丁目10番27号　葛岡ハイツ102
破産者　中島　　斎
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１０７号
富山市石田1186番地４
破産者　恵味こと　北明　久興
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７８号
富山県氷見市鞍骨581番地２
破産者　大居　義弘
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第８６８号
京都府長岡京市長岡１丁目49－６　レオパレス長岡天神101、住民票上の住所京都府長岡京市うぐいす台31番地
破産者　米澤幸枝子
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係